

# 労災保険における請求書等について 押印等の見直しを行いました

労災保険関係の請求書等については、押印又は署名が無くても受付する取扱いとする見直しを行いました。

これにより、請求書等の書類について、請求人の記名欄や事業主等の証明欄に氏名や住所の記載があれば押印が無いものであっても受付を行います。

今回の押印見直しに係る取扱いは、令和2年12月25日以後に受け付けた請求書等の書類について、適用となります。

## 押印見直しに係る改正の主な概要

- 労災保険における請求書等については、全ての手続きにおいて押印又は署名を不要として、記名等があれば、受付することとしています。
- 押印欄のある改正前の様式についても、当分の間は使用可能です。
- 請求人の記名等について、必要に応じて、確認を行うことがあります。
- 電子申請における電子署名については、従前のとおりです。

■ご不明な点がございましたら、熊本労働局労働基準部労災補償課又はお近くの労働基準監督署へお問い合わせください。



## 【押印見直し事例①】

# 療養補償給付たる療養の給付請求書

(旧様式)

旧様式では  
請求人の記  
名欄や事業  
主の証明欄  
に記名押印  
又は署名が  
必要でした。

(新様式)

新様式では  
請求人の記  
名欄や事業  
主の証明欄  
は、記名等  
があれば受  
付可能で押  
印又は署名  
は不要です。

## 【押印見直し事例②】

# 休業補償給付請求書

(旧様式)

旧様式では  
請求人の記  
名欄や事業  
主及び診療  
担当者の証  
明欄に記名  
押印又は署  
名が必要で  
した。

(新様式)

新様式では  
請求人の記  
名欄や事業  
主及び診療  
担当者の証  
明欄は、記  
名等があれば  
受付可能で  
押印又は署  
名は不要で  
す。